

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会 事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桑名市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第34条第3項の規定に基づき、本会の事務局及び職員について定めるものとする。

(組織)

第2条 本会の業務を適正かつ効率的に遂行するため、次の課及び支所（以下「課等」という。）を置く。

- (1) 総務企画課
- (2) 地域福祉課
- (3) 多世代共生課
- (4) 多度支所
- (5) 長島支所

2 課等の事務を分掌させるため、次の係を置く。

- (1) 総務企画課 総務人事係
- (2) 総務企画課 経営管理係
- (3) 地域福祉課 地域づくり係
- (4) 地域福祉課 総合相談係
- (5) 地域福祉課 北部西地域包括支援センター
- (6) 地域福祉課 北部東地域包括支援センター
- (7) 地域福祉課 生涯学習係
- (8) 多世代共生課 らいむ総務係
- (9) 多世代共生課 シルバーサポートらいむの丘ハウス
- (10) 多世代共生課 らいむの丘ハイム
- (11) 多世代共生課 児童発達支援センターらいむの丘
- (12) 多世代共生課 ナーシングセンターらいむの丘
- (13) 多世代共生課 相談支援センターらいむの丘
- (14) 多世代共生課 ケアプランセンターらいむの丘
- (15) 多世代共生課 らいむの丘保育園
- (16) 多世代共生課 山崎乳児保育所
- (17) 多度支所 多度企画推進係
- (18) 多度支所 多度通所係
- (19) 多度支所 北部通所係
- (20) 長島支所 長島企画推進係
- (21) 長島支所 長島通所係
- (22) 長島支所 訪問係

(事務分掌)

第3条 課等の事務分掌は、次のとおりとする。

総務企画課 総務人事係

- (1) 本会の総合企画及び調査に関すること。
- (2) 本会の経営に関すること。
- (3) 本会の基盤強化に関すること。
- (4) 文書の管理及び公印の管理に関すること。
- (5) 理事会、評議員会、その他の会議に関すること。
- (6) 職員の任免、給与、服務、研修及び福利厚生に関すること。
- (7) 定款、規則及び諸規程の制定、廃止に関すること。
- (8) 登記に関すること。
- (9) 表彰及び慶弔に関すること。
- (10) 桑名市総合福祉会館の受託運営に関すること。
- (11) 社有車の管理に関すること。
- (12) 危機管理（防災含む）に関すること。
- (13) 共同募金運動に関すること。
- (14) 広報に関すること。
- (15) 関係行政庁との連絡調整に関すること。
- (16) 桑名福祉センターの受託運営に関すること。
- (17) 要介護認定調査事業に関すること。
- (18) 実習生（インターンシップ含む）の受入に関すること。
- (19) その他事務局全般の庶務及び連絡調整、企画、調査に関すること。

総務企画課 経営管理係

- (1) 金銭及び物品の出納保管並びに資産の管理に関すること。
- (2) 会費の徴収に関すること。
- (3) 寄付、寄贈に関すること。
- (4) 予算、決算及び会計経理に関すること。
- (5) 契約に関すること。
- (6) 監査に関すること。

地域福祉課 地域づくり係

- (1) 地域福祉事業の総合企画及び調査に関すること。
- (2) 地域福祉活動計画に関すること。
- (3) 地区社会福祉協議会の活動推進に関すること。
- (4) 生活支援体制整備事業に関すること。
- (5) ボランティア活動推進事業に関すること。
- (6) 福祉教育に関すること。
- (7) 宅老所の活動推進に関すること。

- (8) 諸団体の育成及び連絡調整に関すること。
- (9) 子育て支援事業に関すること。
- (10) 在宅障がい児者サポート事業に関すること。
- (11) 精神障がい者ふれあいサロン事業に関すること。
- (12) 桑名市介護支援ボランティア制度事業に関すること。
- (13) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
- (14) 桑名市社会福祉大会に関すること
- (15) 共同募金配分金事業の企画、申請、実行、報告に関すること。
- (16) その他地域福祉に関すること。

地域福祉課 総合相談係

- (1) 生活困窮者自立相談支援事業に関すること。
- (2) 桑名市福祉後見サポートセンター（法人後見含む）に関すること。
- (3) 日常生活自立支援事業に関すること。
- (4) 生活福祉資金等貸付事業に関すること。
- (5) 福祉なんでも相談センターの受託運営に関すること。

地域福祉課 北部西地域包括支援センター

- (1) 桑名市北部西地域包括支援センターの受託運営に関すること。

地域福祉課 北部東地域包括支援センター

- (1) 桑名市北部東地域包括支援センターの受託運営に関すること。

地域福祉課 生涯学習係

- (1) 生涯学習事業の総合企画及び調査に関すること。
- (2) 光精工コミュニティプラザの受託運営に関すること。
- (3) 陽だまりの丘複合施設ほかの受託運営に関すること。

多世代共生課 らいむ総務係

- (1) 多世代共生施設らいむの丘の施設管理に関すること。
- (2) らいむショップの管理運営に関すること。
- (3) ヴィレッジ公園及びヴィレッジセンターの受託運営に関すること。

多世代共生課 シルバーサポートらいむの丘ハウス

- (1) シルバーサポートらいむの丘ハウス（養護老人ホーム）の運営に関すること。

多世代共生課 らいむの丘ハイム

- (1) らいむの丘ハイム（母子生活自立支援施設）の運営に関すること。

多世代共生課 ケアプランセンターらいむの丘

- (1) 介護保険事業（居宅介護支援）に関する事。

多世代共生課 相談支援センターらいむの丘

- (1) 障害者総合相談支援事業に関する事。
- (2) 障害支援区分認定調査事業に関する事。
- (3) 指定特定相談支援及び指定障害児相談支援事業に関する事。

多世代共生課 児童発達支援センターらいむの丘

- (1) 児童発達支援に関する事。
- (2) 保育所等訪問支援に関する事。
- (3) 居宅訪問型児童発達支援に関する事。
- (4) 放課後等デイサービスに関する事。

多世代共生課 ナーシングセンターらいむの丘

- (1) 障害福祉サービス事業（生活介護）に関する事。

多世代共生課 らいむの丘保育園

- (1) らいむの丘保育園の運営に関する事。

多世代共生課 山崎乳児保育所

- (1) 山崎乳児保育所の運営に関する事。

多度支所 多度企画推進係

- (1) 支所内の庶務及び連絡調整に関する事。
- (2) 多度すこやかセンターの受託運営に関する事。
- (3) 地域福祉事業に関する事。

多度支所 多度通所係

- (1) 介護保険事業（通所介護）に関する事。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。

多度支所 北部通所係

- (1) 桑名北部老人福祉センターの受託運営に関する事。
- (2) 介護保険事業（通所介護）に関する事。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。

長島支所 長島企画推進係

- (1) 支所内の庶務及び連絡調整に関する事。

- (2) 長島健康福祉センターの受託運営に関する事。
- (3) 地域福祉事業に関する事。

長島支所 長島通所係

- (1) 長島デイサービスセンターの受託運営に関する事。
- (2) 介護保険事業（通所介護）に関する事。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。

長島支所 訪問係

- (1) 介護保険事業（訪問介護）に関する事。
- (2) 障害福祉サービス事業（居宅介護・同行援護・移動支援）に関する事。
- (3) 福祉有償運送事業に関する事。

（職制）

第4条 事務局に次の職を置くことができる。

- (1) 事務局長
- (2) 参事
- (3) 事務局次長
- (4) 課長
- (5) 主幹
- (6) 課長補佐
- (7) 係長
- (8) 主査
- (9) 主任

（職務）

第5条 事務局長は、会長及び常務理事の命を受け、事務局を掌理し、全職員を指揮監督するとともに、必要があるときは会長及び常務理事を代理する。

2 参事は、会長及び常務理事の命を受けた特定の業務を統括する。

3 事務局次長は、上司の命を受け、所属職員を指導監督して所管業務を遂行するとともに、必要があるときは上司を代理する。

4 課長は、上司の命を受け、所属職員を指導監督して所管業務を遂行するとともに、他課等との連絡、協力、調整に努め、必要があるときは上司を代理する。

5 主幹は、上司の命を受けた特定の業務について企画立案するとともに、他課等との連絡、協力、調整に努める。

6 課長補佐は、上司の命を受け、所掌業務を処理するとともに、所属内の連絡調整に努める。

7 係長は、上司の命を受け、所掌業務を処理するとともに、業務遂行を通じて所属職員の実地研修に当たる。

- 8 主査は、上司の命を受け、特定の業務又は担任業務を処理するとともに、職員相互間の協調に努める。
- 9 主任は、上司の命を受け、特定の業務又は担任業務を処理する。
- 10 前項までに定める職員以外の職員は、上司の命を受け、担任業務に従事する。

(嘱託職員等)

第6条 会長は、業務遂行上必要に応じ、嘱託職員等を置くことができる。

2 嘱託職員等の採用基準、給与等については別に定める。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年12月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課等の課長、主幹、室長、課長補佐、室長補佐、係長、主査、主任である者並びに課等に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、この規程の施行の日をもって、それぞれ同表右欄に掲げる課等の課長、主幹、室長、課長補佐、室長補佐、係長、主査、主任に命ぜられ若しくは課等に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

本所総務課	総務企画課
本所企画課	
本所地域福祉課	地域福祉課
本所相談支援室	地域福祉課相談支援室
本所文化スポーツ振興課	文化スポーツ振興課

本所大山田コミュニティプラザ	文化スポーツ振興課大山田コミュニティプラザ
本所スター２１	文化スポーツ振興課スター２１
本所陽だまりの丘複合施設ぽかぽか	文化スポーツ振興課陽だまりの丘複合施設ぽかぽか
本所六華苑・住吉浦休憩施設	文化スポーツ振興課六華苑・住吉浦休憩施設

附 則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

- この規程は、令和４年４月１日から施行する。
- この規程の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課等の課長、主幹、課長補佐、係長、主査、主任である者並びに課等に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、この規程の施行の日をもって、それぞれ同表右欄に掲げる課等の課長、主幹、課長補佐、係長、主査、主任に命ぜられ若しくは課等に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

本所桑名福祉センター	総務企画課
本所桑名北部老人福祉センター	地域福祉課桑名北部老人福祉センター
本所福祉なんでも相談センター	地域福祉課福祉なんでも相談センター
本所桑名市北部西地域包括支援センター	地域福祉課桑名市北部西地域包括支援センター
本所桑名市北部東地域包括支援センター	地域福祉課桑名市北部東地域包括支援センター
本所桑名市社協ケアプランセンター	地域福祉課桑名市社協ケアプランセンター
本所桑名市清風園	多世代共生課シルバーサポートらいむの丘ハウス
本所桑名市山崎苑	多世代共生課らいむの丘ハイム
本所桑名市社協相談支援センター	多世代共生課相談支援センターらいむの丘
本所桑名市療育センター	多世代共生課児童発達支援センターらいむの丘
本所桑名市山崎乳児保育所	多世代共生課桑名市山崎乳児保育所

附 則

- この規程は、令和５年４月１日から施行する。
- この規程の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課等の課長、主幹、課長補佐、係長、主査、主任である者並びに課等に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、この規程の施行の日をもって、それぞれ同表右欄に掲げる課等の課長、主幹、課長補佐、係長、主査、主任に命ぜられ若しくは課等に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

地域福祉課福祉支援室	地域福祉課総合相談係
地域福祉課桑名北部老人福祉センター	長島支所通所係
地域福祉課桑名市北部東地域包括支援センター	地域福祉課北部東地域包括支援センター
地域福祉課桑名市社協ケアプランセンター	多世代共生課ケアプランセンターらいむの丘
多世代共生課桑名市山崎乳児保育所	多世代共生課山崎乳児保育所
多度支所地域福祉係	多度支所多度企画推進係
多度支所介護福祉係	多度支所通所係
長島支所地域福祉係	長島支所長島企画推進係

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課等の課長、主幹、課長補佐、係長、主査、主任である者並びに課等に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、この規程の施行の日をもって、それぞれ同表右欄に掲げる課等の課長、主幹、課長補佐、係長、主査、主任に命ぜられ若しくは課等に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

総務企画課認定調査係	総務企画課総務人事係
長島支所通所係(桑名北部老人福祉センター勤務)	多度支所多度通所係
長島支所通所係(長島デイサービスセンター勤務)	長島支所長島通所係